

大仙市総合教育会議傍聴人要綱

平成28年1月28日総合教育会議要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大仙市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴人に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所、職業その他市長の必要と認める事項を所定の様式に記入し、市長の許可を受けなければならない。

2 傍聴人の数は、傍聴人用の席数を限度とする。

3 傍聴しようとする者の人数が傍聴人用の席数を超える場合にあっては、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴の禁止)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 特に異様な服装をした者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長において傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 帽子、外とう、襟巻の類を着用すること（ただし、病気その他の理由により市長の許可を受けた場合を除く。）。
- (6) 携帯電話等の音声を発する電子機器を携帯する場合において、電源が入った状態にすること。
- (7) 市長の許可を受けずに、録音又は撮影を目的とする機器を持ち込み、使用すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第5条 市長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、会議が終了したとき、又は前項若しくは大仙市総合教育会議運営要綱（平成28年1月28日総合教育会議要綱第1号）第7条第2項の規定により市長から退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人に関し必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月28日から施行する。

附 則（令和5年2月3日総合教育会議要綱第1号）

この要綱は、令和5年2月4日から施行する。